

黒岩祐治

明日を語るふ

2000 2/1

長い道のりの果てに

(大阪空港公害訴訟)

[81]長い、本当に長い道のりの果てに

投稿者：S L T

投稿日：2000年2月1日<火>

おはようございます。

いつもは、吉岡さんとこちらの方で議論させていただいていますが、今日は、ちょっと脱線させていただきます。

というのは、ある事件の判決についてどうしても書きたかったからです。

昭和56年というと、私が小学校1年生、今は野手総合コーチ(だっけ?)をやっている巨人の原辰徳さんが新人王を取った年です。

この年の12月、最高裁判所は司法関係者が「100年に1度の裁判」と呼んだある事件について判決を下しました。これが、[大阪空港公害訴訟](#)です。

この事件の大きな争点は、

公害の差止め命令を裁判所が出せるか

将来にわたって想定される被害に対する賠償が認められるか

の2点にありました。

いずれも、かつて最高裁で議論されたことのない争点で、それゆえ、この判決が「100年に1度」ともいわれる大裁判だったのです。

しかし、その判決は関係者を失望させるものとなりました。

なぜなら、[1](#)については11対4、[2](#)については14対1という大差で原告の請求を棄却したからです。判決文は難しいことを四の五並べ立てていますが、理由は簡単に言うなら「公共性」と「不明確性」。騒音を差し止める利益より高い公共性が大阪空港にはあり、将来、どれくらいの騒音でどれくらいの住民の被害があるか、予測できない、というのです。

その後、この訴訟の理論は各地の公害訴訟で原告の訴えを棄却するための常套句になりました。

そして、その後私も法律を勉強するうちに、いつしかこの事件については同じ結論をとるしかないだろうという考えが染み付いてしまいました。

昨日、会社のPCから読売新聞のHPを開きました。そこで[尼崎公害訴訟](#)の判決を知りました。神戸地裁は、司法界を長い間縛り続けていた大阪空港公害訴訟の判例を覆し、一部ではありますが、汚染物質の差止め命令を国に出したのです。

本当に恥ずかしい話ですが、私は、法律上の論理に縛られ、本当に大切なことは何かということを忘れてしまっていたように思います。本当に目が覚める思いがしました。

恐らく、皆さんにとっては当たり前の判決のように思えるかもしれませんが、公共性やら因果関係やら被害の特定やらを論理的に詰めていく中で、いつの間にか「被害者の救

済」という価値判断がどこかに忘れられたように思います。本当に恥ずかしい話ですが、こんな本末転倒な話が長らく司法界ではまかり通ってきたのです。

この判決を司法界全体で重く受け止めるべきです。

そして、この判決が本当にいい良かったことを、決して忘れては行けないのだと思います。

大阪空港公害訴訟の提訴から30余年、長い、本当に長い道程の果てに辿り着いた答でした。